

○松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付要綱

令和5年3月30日

告示第138号

改正 令和6年2月5日告示第27号

改正 令和7年5月13日告示第370号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てに要する費用の負担軽減及び環境負荷を考慮した自転車の日常生活における利用促進を図るため、幼児同乗用電動アシスト付自転車の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児同乗用電動アシスト付自転車 一般社団法人自転車協会又は一般財団法人製品安全協会が定める幼児2人同乗基準に適合した電動アシスト付自転車をいう。
- (2) 幼児用座席 幼児同乗用電動アシスト付自転車に設置する座席であって、あらかじめ取り付けられているもの又は当該幼児同乗用電動アシスト付自転車の製造メーカーが発行するカタログ等で指定されているものをいう。
- (3) 事業協力自転車店 自転車安全整備士がいる市内の自転車販売店で、松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業に協力する自転車店として市に登録をしたものをいう。
- (4) 自転車損害賠償保険等 自転車の運転により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

- (3) 補助金の交付申請時において、小学校就学の始期に達するまでの者1人以上が同一世帯に属していること。
- (4) 自転車損害賠償保険等に加入していること。
- (5) 事業協力自転車店から安全利用に係る証明書（様式第1号）の交付を受け、かつ、市が作成した交通安全研修動画を視聴していること。
- (6) 市が行う幼児同乗用電動アシスト付自転車の利用に係るアンケート調査に協力できること。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率等
幼児同乗用電動アシスト付自転車及び幼児用座席（幼児同乗用電動アシスト付自転車と同時に申請する場合に限る。以下「幼児同乗用電動アシスト付自転車等」という。）の購入（分割払で購入するものを除く。）に要する経費。ただし、中古品又は転売品の購入に要する経費を除く。	補助対象経費の3分の1以内。ただし、3万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の対象となる幼児同乗用電動アシスト付自転車等は、令和5年4月1日以降に事業協力自転車店で購入したものとし、1世帯につき幼児同乗用電動アシスト付自転車は1台まで、幼児用座席は2個までを対象とする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幼児同乗用電動アシスト付自転車等を購入し、納品後30日を経過する日又は納品を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付申請書（実績報告書）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業協力自転車店が発行する安全利用に係る証明書（様式第1号）
- (2) 領収書等の写し（申請者の氏名、購入日、販売店名、販売店所在地、

購入品目及び購入金額が明記されているもの)

- (3) 製造メーカー保証書の写し
- (4) 自転車防犯登録カードの写し
- (5) 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付決定書(確定通知書)(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金額が確定した年度の3月末日までに松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該補助金の交付を申請した幼児同乗用電動アシスト付自転車等を補助金交付の日から2年以内に譲渡し、又は転売してはならない。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があると認める場合又は受給者が前条の規定に違反した場合は、その交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業協力自転車店の対象事業者)

第10条 事業協力自転車店の登録を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請者に対し、幼児同乗用電動アシスト付自転車等を販売すること。
- (2) 申請者に対し、幼児同乗用電動アシスト付自転車等の安全利用について情報提供を行うこと。
- (3) 申請者に対し、安全利用に係る証明書(様式第1号)を発行すること。
- (4) 自転車安全整備士が勤務していること。

(事業協力自転車店の登録等)

第11条 事業協力自転車店に登録しようとする自転車販売店（以下「申請店」という。）は、松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業協力自転車店登録申請書（様式第5号）に自転車安全整備士之証の写しを添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請店を事業協力自転車店として登録するとともに、松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業協力自転車店登録通知書（様式第6号）により、申請店に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、登録申請をした年度の3月末日までとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をした事業協力自転車店が事業協力自転車店として不適当であると認めたときは、登録を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月5日告示第27号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和7年5月13日告示第370号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行

の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日
前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進
事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様
式とみなす。